

## クレジットカード業，割賦金融業調査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上の目的以外に使用されることはありません

平成20年11月1日  
経 済 産 業 省

- 調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- 調査票は1部作成し提出してください。なお、「調査票の記載例」の裏面は、調査票の写しとなっていますので、記入者（企業）の控え・保存用として使用してください。

### I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒若しくは青のペン又はボールペンを用い、はっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3) 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は、整数（例えば、6.3%→6%、1.5%→2%）で記入し、その合計が100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい区分のところで調整してください。
- (5) この調査は、企業単位の調査となっています。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「企業全体」又は「クレジットカード業務，割賦金融業務」について「あなたの企業」に関する内容を記入してください。子会社など連結する他の企業分は含みません。

### II. 調査対象となる企業 ※当該調査では、平成14年3月改定の日本標準産業分類上の定義を用いています。

この調査の対象となる企業は、以下の日本標準産業分類小分類643ークレジットカード業，割賦金融業に格付けされる企業です。

具体的には、「クレジットカード業」は、自社でチケット又はクレジットカード（含、提携カード）を発行し、消費者（会員）が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を行う企業が調査の対象となります。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象とはなりません。

- ① 代金回収だけといった一部の業務しか行っていない場合は、調査の対象としません。
- ② 専ら、通信販売、訪問販売、信用保証業務を行う企業及び民間金融機関、消費者金融会社は調査の対象とはなりません。

また、「割賦金融業」は、割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う企業が調査の対象となります。

(参考) 日本標準産業分類 (JSIC)

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。(詳細は総務省のホームページ

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) をご覧ください。)

**クレジットカード業, 割賦金融業(JSIC小分類番号:643)**

① **クレジットカード業** (JSIC 細分類番号: 6431)

チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う事業所をいいます。

**【例示】クレジットカード会社、信販会社(クレジットカード業のもの)、各種チケット団体(クレジットカード業のもの)**

② **割賦金融業** (JSIC 細分類番号: 6432)

主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う事業所をいいます。

**【例示】割賦金融業**

**(ファクタリング業(売掛債権買取業のもの)(JSIC細分類番号:6499)は対象外です。)**

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項	記 入 注 意						
1	企業名及び所在地	<p>(1) 「Ⅰ 企業名」については、あらかじめプリントされている企業の名称が違う場合は「横線」で抹消し、余白部分にあなたの企業の正式な名称を記入してください。なお、通称名があるときは、正式な名称の後ろに（ ）書きで記入してください。また、企業名の「フリガナ」についてはカタカナで記入してください。ただし、“株式会社”などの法人の種類を示す部分及び通称名にはフリガナを記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「Ⅱ 企業の所在地」については、あらかじめプリントされている内容（郵便番号、所在地及び電話番号）が違う場合は該当箇所を「横線」で抹消し、余白部分に正式な内容を記入してください。また、登記上の所在地ではなく、あなたの企業（本社）が実際に事業を行っている本社の場所を記入してください。</p>						
2	経営組織及び資本金額	<p>(1) 「Ⅰ 経営組織」については、あらかじめプリントされている内容が違う場合は「×」で抹消し、あなたの企業が該当する経営組織の番号を○で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。</p> <p>(2) あなたの企業が「1 会社」に該当する場合は、矢印に従って「Ⅱ 資本金額（又は出資金額）」欄に必ず記入してください。なお、<u>資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。</u></p> <table border="1" data-bbox="459 1223 1414 1536"> <tbody> <tr> <td>1 会社</td> <td>株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。</td> </tr> <tr> <td>2 会社以外の法人・団体</td> <td>公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。</td> </tr> <tr> <td>3 個人経営</td> <td>個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。</td> </tr> </tbody> </table>	1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。	2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。	3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。
1 会社	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、相互会社などをいいます。							
2 会社以外の法人・団体	公益法人（財団法人、社団法人）、中間法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体をいいます。							
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。							

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意														
3	企業の系統	<p>「企業の系統」については、次の区分により、あなたの企業があてはまる企業の系統（資本系列など）の番号を一つ○で囲んでください。</p> <table border="1" data-bbox="448 439 1422 1536"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 439 699 479">企業の系統</th> <th data-bbox="699 439 1422 479">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 479 699 595">1. 銀行系</td> <td data-bbox="699 479 1422 595">○普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 595 699 752">2. 信販会社</td> <td data-bbox="699 595 1422 752">○割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 752 699 831">3. 中小小売商団体</td> <td data-bbox="699 752 1422 831">○専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 831 699 1301">4. 百貨店・量販店、流通系</td> <td data-bbox="699 831 1422 1301">○百貨店、量販店（※）系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 （※）「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式（①商品が予め包装され、値段がつけられていること、②店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、③売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法）を採用している小売業者をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1301 699 1417">5. 割賦金融会社</td> <td data-bbox="699 1301 1422 1417">○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1417 699 1536">6. その他</td> <td data-bbox="699 1417 1422 1536">○上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="472 1541 1417 1688">(注)「クレジットカード業務」とは、チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについて、あっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う企業の業務をいいます。</p>	企業の系統	内 容 例 示	1. 銀行系	○普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。	2. 信販会社	○割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。	3. 中小小売商団体	○専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。	4. 百貨店・量販店、流通系	○百貨店、量販店（※）系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 （※）「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式（①商品が予め包装され、値段がつけられていること、②店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、③売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法）を採用している小売業者をいいます。	5. 割賦金融会社	○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。	6. その他	○上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。
企業の系統	内 容 例 示															
1. 銀行系	○普通銀行、信託銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社などの系列企業のうち、クレジットカード業務を営む企業をいいます。															
2. 信販会社	○割賦販売法に基づき登録された割賦購入斡旋業者のうち、「銀行系」、「中小小売商団体」、「百貨店・量販店、流通系」、「その他」に該当する企業を除いたクレジットカード業務を営む企業をいいます。															
3. 中小小売商団体	○専門店会、商店会などに加盟する団体で、クレジットカード業務を営む企業をいいます。															
4. 百貨店・量販店、流通系	○百貨店、量販店（※）系列のクレジットカード会社及び、流通業者が自社又は自社の所属する企業グループの販売促進のため設立したクレジットカード会社をいいます。 （※）「量販店」とは、従業員50人以上であって、1店舗の売場面積の50%以上がセルフサービス方式（①商品が予め包装され、値段がつけられていること、②店のバスケット等により、客が自分で商品を取り集めるような形式、③売場の出口等に設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う形式、を備えた販売方法）を採用している小売業者をいいます。															
5. 割賦金融会社	○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買い取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務を営む企業をいいます。															
6. その他	○上記以外でクレジットカード業務を営む企業をいいます。例えば、電機メーカー系、石油元売会社系などをいいます。															
4	年間売上高(年間取扱高)	<p>(1)「I 企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」</p> <p>①「クレジットカード業務、割賦金融業務」でいう売上高とは、<u>取扱高(顧客に対する信用供与額及びそれに伴う手数料収入等の収入金額の合計)</u>をいいます。</p> <p>② <u>企業全体の年間売上高については、あなたの企業が平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。</u></p> <p>なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。</p>														

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意
4	<b>年間売上高 (年間取扱高) (つづき)</b>	<p>(つづき)</p> <p>③ 当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や財産売却による収入は含めないでください。</p> <p>(2) 「Ⅱ Iの「企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」に占める業務別年間売上高(年間取扱高)」</p> <p>① 上記(1)の「I」欄で記入した「企業全体の年間売上高(年間取扱高)」について、「クレジットカード業務、割賦金融業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高(年間取扱高)を記入してください。</p> <p>② 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の内容については、本記入注意の「Ⅱ. 調査対象となる企業」に記載されている業務(1～2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。</p> <p>③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合をそれぞれ記入してください。          例えば、「販売信用業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「販売信用業務」欄に、「その他業務」の売上高に対する「販売信用業務」の売上高の割合を記入してください。          なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、6頁(3)の表の(iii)に従ってください。</p> <p>(3) 「Ⅲ 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)の業務種類別割合」</p> <p>① 「クレジットカード業務」及び「割賦金融業務」について、年間売上高(年間取扱高)の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。</p> <p>② 「クレジットカード業務」については、<b>自社カード(※を参照)</b>の年間売上高(年間取扱高)について、「販売信用業務」と「消費者金融業務」に分けてそれぞれ割合を記入してください。          なお、「販売信用業務」については、国内向け年間売上高(年間取扱高)、国外向け年間売上高(年間取扱高)に分けて記入してください。  <b>(※)「自社カード」とは、</b>クレジットカード会社が顧客から申込を受け(提携先を経由する場合を含む。)、審査を行い発行するクレジットカードで、カード会員(個人会員の契約会員及びその家族会員と企業などの法人会員)から商品等の代金を後日受領する(クレジットカード会社が債権を保有している)ものをいいます。一般的に、プロパーカード(クレジットカード会社の単独カード)、提携カード(他のクレジットカード会社や商業企業等と提携したもの)を指します。</p> <p>③ 「クレジットカード業務」における「販売信用業務」、「消費者金融業務」及び、「割賦金融業務」並びに、「その他業務」の業務の内容については、次の表に従って記入してください。</p>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意										
4	年間売上高 (年間取扱高) (つづき)	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 353 544 389">業務種類</th> <th data-bbox="544 353 1422 389">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 389 544 573">(i) クレジットカード業務 販売信用業務</td> <td data-bbox="544 389 1422 573">○自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 573 544 790">消費者金融業務</td> <td data-bbox="544 573 1422 790">○自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 790 544 972">(ii) 割賦金融業務</td> <td data-bbox="544 790 1422 972">○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高（年間取扱高）をいいます。なお、個品あつせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 972 544 2022">(iii) その他業務 金融・保険業</td> <td data-bbox="544 972 1422 2022"> <p>○クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高（年間取扱高）をいい、個品あつせん、提携ローン、ローン提携販売（下記の説明参照）はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>個品あつせん</b>」：クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。</li> <li>・「提携ローン」：特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式（2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い）により消費者から受領して金融機関に返還するもの。</li> <li>・「ローン提携販売」：商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。</li> </ul> <p>○クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務（自社CD、ATM利用を含む。）はここに含めてください。</p> <p>○上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高（年間取扱高）をいいます。</p> <p>※金融業又は保険業（下記業種例示参照）業務による売上高をいいます。 銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務種類	内 容 例 示	(i) クレジットカード業務 販売信用業務	○自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。	消費者金融業務	○自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。	(ii) 割賦金融業務	○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高（年間取扱高）をいいます。なお、個品あつせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。	(iii) その他業務 金融・保険業	<p>○クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高（年間取扱高）をいい、個品あつせん、提携ローン、ローン提携販売（下記の説明参照）はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>個品あつせん</b>」：クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。</li> <li>・「提携ローン」：特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式（2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い）により消費者から受領して金融機関に返還するもの。</li> <li>・「ローン提携販売」：商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。</li> </ul> <p>○クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務（自社CD、ATM利用を含む。）はここに含めてください。</p> <p>○上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高（年間取扱高）をいいます。</p> <p>※金融業又は保険業（下記業種例示参照）業務による売上高をいいます。 銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</p>
業務種類	内 容 例 示											
(i) クレジットカード業務 販売信用業務	○自社カードによる、商品の販売及びサービスの提供の際の支払繰延べに与える信用業務（販売信用業務）による年間売上高（年間取扱高）をいいます。											
消費者金融業務	○自社カードによる消費者に対する金銭の貸付業務（消費者金融業務）による年間売上高（年間取扱高）（貸出金額、手数料、金利額の合計）をいいます。											
(ii) 割賦金融業務	○割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を行う業務による年間売上高（年間取扱高）をいいます。なお、個品あつせん等は「その他業務」の「販売信用業務」に含まれます。											
(iii) その他業務 金融・保険業	<p>○クレジットカードによらない、販売信用業務による売上高（年間取扱高）をいい、個品あつせん、提携ローン、ローン提携販売（下記の説明参照）はここに含めてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>個品あつせん</b>」：クレジットカードを利用することなく、個々の取引ごとに個別の契約をするもの。</li> <li>・「提携ローン」：特定業者による商品販売・サービス提供の代金について、消費者が当該金額を金融機関から借り入れる際に債務の連帯保証をして、当該金額を業者に交付し、当該金額を割賦方式（2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払い）により消費者から受領して金融機関に返還するもの。</li> <li>・「ローン提携販売」：商品・サービス代金の借入について、割賦方式により返還することを条件とするものに係る消費者の債務の保証をし、商品の販売・サービス提供を行うもの。</li> </ul> <p>○クレジットカードによらない消費者金融業務による売上高をいいます。他社カードによる消費者金融業務（自社CD、ATM利用を含む。）はここに含めてください。</p> <p>○上記「販売信用業務」及び「消費者金融業務」以外の信用保証業務などの金融・保険業務による売上高（年間取扱高）をいいます。</p> <p>※金融業又は保険業（下記業種例示参照）業務による売上高をいいます。 銀行業、協同組織金融業、郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、商品先物取引業、補助的金融業、金融附帯業、保険業（含、保険媒介代理業、保険サービス業）</p>											

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意					
4	<b>年間売上高(年間取扱高)(つづき)</b>	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="464 376 1422 757"> <tr> <td data-bbox="464 376 544 757" rowspan="2">(iii) その他業務(つづき)</td> <td data-bbox="544 376 727 685">卸売・小売業</td> <td data-bbox="727 376 1422 685"> <p>○卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。            商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</p> <p>○ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 685 727 757">その他の業務</td> <td data-bbox="727 685 1422 757"> <p>○上記以外の業務(リース等物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。</p> </td> </tr> </table> <p>(4)「Ⅳ Iの「企業全体の年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」のうち、「クレジットカード業務、割賦金融業務」による営業収入額(消費税額を含む。)」</p> <p>①「クレジットカード業務」の収入がある場合は、「会員の入会金及び会費収入」、「販売信用業務による会員からの手数料収入」、「消費者金融業務による会員からの金利収入」及び「加盟店手数料収入」の区分に応じ、該当する収入額について消費税額を含めて記入してください。</p> <p>②また、上記①における「販売信用業務による会員からの手数料収入」及び「消費者金融業務による会員からの金利収入」については、それぞれの内訳として「リボルビング方式(※)による収入」についての収入額を消費税額を含めて記入してください。</p> <p>(※)「リボルビング方式」とは、商品・サービス代金の合計額を基礎として、予め定められた方法により算定して得た額を、予め定められた時期ごとに受領する方式をいいます。</p> <p>③「割賦金融業務による収入」がある場合は、当該収入額について消費税額を含めて記入してください。</p> <p>(5)「Ⅴ 自社クレジットカードによる販売信用業務(信用供与額)のうち、産業別自社開拓加盟店数及び産業別年間売上高(年間取扱高)(消費税額を含む。)」</p> <p>①「<b>自社開拓加盟店数(自社店舗を除く)</b>」には、自社カードによる販売信用業務(信用供与額)において、あなたの企業が開拓したクレジットカードの加盟店数(※)を産業別に記入してください。</p> <p>(※)「<b>加盟店数</b>」とは、クレジットカードの利用が可能な店舗の数で、あなたの企業が直接契約している店舗数です。</p> <p>②「<b>年間売上高(年間取扱高)</b>」には、自社カードによる販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)について、産業別に「万円」で記入してください。<b>自社開拓加盟店での売上高ではありませんのでご注意ください。</b></p> <p>自社カードによる販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)は、調査事項の「4. Ⅲ 「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間売上高(年間取扱高)の業務種類別割合」欄(本記入注意 5頁の(3)項)の販売信用業務の年間売上高(年間取扱高)と一致します。</p>	(iii) その他業務(つづき)	卸売・小売業	<p>○卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。            商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</p> <p>○ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。</p>	その他の業務	<p>○上記以外の業務(リース等物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。</p>
(iii) その他業務(つづき)	卸売・小売業	<p>○卸売業又は小売業(下記業種例示参照)業務による売上高をいいます。            商社、代理商・仲立業、一般卸売店、製造業の販売事業所、百貨店・スーパー、専門店などの小売店等</p> <p>○ここでは、商品の販売による売上高のうち、上記の「販売信用業務」による取扱高を除いた売上高を記入してください。</p>					
	その他の業務	<p>○上記以外の業務(リース等物品賃貸業、建設業、不動産業などの事業)による売上高をいいます。</p>					

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																	
4	年間売上高 (年間取扱高) (つづき)	<p>③ 産業別区分は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 356 1428 1043"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業区分</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小売業</td> <td>百貨店、総合スーパー</td> <td>○衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であつて、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td>その他の小売店</td> <td>○百貨店、総合スーパー以外の小売店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">飲食店</td> <td>○食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">旅館・ホテル</td> <td>○主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td>○娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 ※公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 ※海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)「Ⅵ 「クレジットカード業務、割賦金融業務」における取扱残高(債権額)(消費税額を含む。)」</p> <p>①「クレジットカード業務」及び「割賦金融業務」について、平成20年11月1日現在(又は最も近い決算日)における取扱残高(債権額)を、消費税を含めて記入してください。</p> <p>②「クレジットカード業務」については、「販売信用業務」と「消費者金融業務」に分けて、当該取扱残高(債権額)をそれぞれ記入してください。</p>	産業区分		内容例示	小売業	百貨店、総合スーパー	○衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であつて、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。	その他の小売店	○百貨店、総合スーパー以外の小売店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。	飲食店		○食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。	旅館・ホテル		○主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。	その他		○娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 ※公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 ※海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。
産業区分		内容例示																	
小売業	百貨店、総合スーパー	○衣、食、住にわたる各種の商品を販売し、取扱商品のいずれが主たる販売商品か判別出来ない事業所であつて、常時50人以上の従業者を有する事業所をいいます。																	
	その他の小売店	○百貨店、総合スーパー以外の小売店で、衣、食、住の各種商品を小売する事業所をいいます。																	
飲食店		○食堂、レストラン、そば・うどん店、寿司屋、喫茶店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールなどの主として注文により直ちにその場で飲食させる事業所をいいます。																	
旅館・ホテル		○主として、宿泊または宿泊と食事を一般公衆に提供する事業所をいいます。																	
その他		○娯楽業、運輸業、不動産業など上記以外の産業をいいます。 ※公共料金など集金代行業務による取扱高を含みます。 ※海外(国外)取引による取扱高は、ここに含めてください。																	
5	会員数等	<p>(1)「Ⅰ クレジットカード会員数(契約数)」</p> <p>平成20年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)での、自社カードの会員数(契約数)(※1)の総数を法人会員、個人会員別にそれぞれ記入してください。また、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に加入した会員数(契約数)及び脱会した会員数(契約数)(※2)を法人会員、個人会員別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、<u>クレジットカード以外の会員数(チケット発行など)については、記入しないでください。</u></p> <p>(※1)「会員数(契約数)」とは、クレジットカードの会員契約を行っている有効契約数をいい、発行枚数からいわゆる契約会員に付帯する家族会員カード発行枚数を除いた数をいいます。</p> <p>(※2)「脱会した会員数(契約数)」とは、クレジットカード会社との契約を解約したクレジットカード会員契約の数をいいます。ただし、既存会員の家族会員カードのみの解約分は除きます。</p>																	

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意
5	<b>会員数等 (つづき)</b>	<p>(2)「Ⅱ 年会費別のクレジットカードの種類及び発行枚数」            個人会員(家族会員を含む。)向けクレジットカードについて、平成20年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)で、年会費の区分(無料(※)参照、有料(5,000円未満、5,000円以上))別に、クレジットカードの種類(一般カード、ゴールドカード等)及び発行枚数をそれぞれ記入してください。            なお、<u>クレジットカード以外のチケット発行等は記入しないでください。</u>            (※)永年無料のクレジットカードについて記入してください。初年度のみ無料や、利用状況により無料にするカードについては、無料でない場合の年会費に基づいて各区分に記入してください。</p> <p>(3)「Ⅲ 自社において発行しているクレジットカード発行枚数及び産業別提携先企業数」</p> <p>①「1 クレジットカードの発行枚数及びICカードの割合」            平成20年11月1日現在(又はこれに最も近い決算日)で、自社カードの発行枚数(※)及び、そのうちの提携カードの発行枚数を記入してください。また、自社カードの発行枚数に対するICカード(ICチップ(Integrated Circuit:集積回路)を搭載したクレジットカード)の枚数の割合を記入してください。            なお、<u>クレジットカード以外のチケット発行等は記入しないでください。</u>            (※)「発行枚数」とは、退会等によって会員資格を失ったものや、有効期限が切れたのち更新を行っていないカード枚数を除いた有効発行枚数残高をいい、個人会員カード(家族会員カードを含む。)、法人会員カードのすべての発行枚数をいいます。</p> <p>②「2 産業別提携先企業数」            上記①の「1」欄で記入した、自社において発行している提携カード(他のクレジットカード会社や商業企業等と提携したもの)について、「4-V」の産業別提携先区分により、産業別の提携先企業数(自社において発行している提携カードの提携先別企業数)を記入してください。</p>
6	<b>年間営業費用及び年間営業費用固定資産取得額</b>	<p>(1)「Ⅰ 企業全体の年間営業費用及び「クレジットカード業務、割賦金融業務」の年間営業費用(消費税額を含む。)」</p> <p>① <u>年間営業費用について、「企業全体」と「クレジットカード業務、割賦金融業務」の両項目ごとにそれぞれ記入してください。</u>なお、「クレジットカード業務、割賦金融業務」についての区分経理がされていないため項目ごとの記入が困難な場合には、企業全体の総売上高に占める「クレジットカード業務、割賦金融業務」の売上高の比率を用いて事業所の営業費用を按分して、「クレジットカード業務、割賦金融業務」に係る営業費用を記入してください。</p> <p>② 年間営業費用については、<u>平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間について記入してください。</u>なお、当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の営業費用を記入してください。</p> <p>③ 年間営業費用には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>④ 年間営業費用は、次の区分に従って記入してください。</p>

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																							
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「賃借料」の「機械・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。</p>	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 356 651 389">費用区分</th> <th data-bbox="651 356 1418 389">内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 389 651 757"> <p>給与支給総額</p> </td> <td data-bbox="651 389 1418 757"> <p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 757 651 913"> <p>外注費</p> </td> <td data-bbox="651 757 1418 913"> <p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 913 651 1003"> <p>減価償却費</p> </td> <td data-bbox="651 913 1418 1003"> <p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1003 512 1563" rowspan="3"> <p>※賃借料</p> </td> <td data-bbox="512 1003 651 1171"> <p>土地・建物</p> </td> <td data-bbox="651 1003 1418 1171"> <p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1171 571 1417"> <p>機械・装置</p> </td> <td data-bbox="571 1171 651 1417"> <p>情報通信機器</p> </td> <td data-bbox="651 1171 1418 1417"> <p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1417 571 1563"> <p>その他</p> </td> <td data-bbox="571 1417 651 1563"> <p>その他</p> </td> <td data-bbox="651 1417 1418 1563"> <p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1563 651 1664"> <p>貸倒引当金繰入額</p> </td> <td data-bbox="651 1563 1418 1664"> <p>○売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1664 651 1742"> <p>金融費用</p> </td> <td data-bbox="651 1664 1418 1742"> <p>○支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1742 651 1989"> <p>その他の営業費用</p> </td> <td data-bbox="651 1742 1418 1989"> <p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は15頁を参照してください。</p>	費用区分	内容例示	<p>給与支給総額</p>	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>	<p>外注費</p>	<p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>	<p>減価償却費</p>	<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>	<p>※賃借料</p>	<p>土地・建物</p>	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>	<p>機械・装置</p>	<p>情報通信機器</p>	<p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	<p>その他</p>	<p>その他</p>	<p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>	<p>貸倒引当金繰入額</p>	<p>○売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。</p>	<p>金融費用</p>	<p>○支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。</p>	<p>その他の営業費用</p>	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>
費用区分	内容例示																								
<p>給与支給総額</p>	<p>○平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当などで定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額を税込み金額で記入してください。</p> <p>○営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与も含めて記入してください。</p> <p>○企業で「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている人)」がいる場合は、その給与も含めてください。</p>																								
<p>外注費</p>	<p>○業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。なお、本社・支社・営業所間の同一企業内取引関係も外注費とみなします。</p>																								
<p>減価償却費</p>	<p>○取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費を記入してください。</p>																								
<p>※賃借料</p>	<p>土地・建物</p>	<p>○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p> <p>○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も含めてください。</p>																							
	<p>機械・装置</p>	<p>情報通信機器</p>	<p>○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの「情報通信機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>																						
	<p>その他</p>	<p>その他</p>	<p>○自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃借料を記入してください。</p>																						
<p>貸倒引当金繰入額</p>	<p>○売掛金、貸付金などの貸金の貸倒による損失見込額を費用として記入してください。</p>																								
<p>金融費用</p>	<p>○支払利息、手形割引料などの費用を記入してください。</p>																								
<p>その他の営業費用</p>	<p>○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下のものなどをいいます。</p> <p>荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など</p>																								

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記入注意																
6	<p>年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額(つづき)</p> <p>※「有形固定資産」の「機械・設備・装置」は、20年調査から「情報通信機器」と「その他」に分割されました。</p> <p>※「無形固定資産」は、20年調査からの新規調査項目です。</p>	<p>(2) 「Ⅱ 企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」</p> <p>① 「企業全体の営業用固定資産取得額」には、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。</p> <p>なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。</p> <p>② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。</p> <p>③ 年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="464 741 1406 1597"> <thead> <tr> <th colspan="2">資産区分</th> <th>資産例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">※有形固定資産</td> <td>機械・設備・装置</td> <td>機情報通信 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物・その他の有形固定資産</td> <td>○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※無形固定資産</td> <td>○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分		資産例示	※有形固定資産	機械・設備・装置	機情報通信 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用		その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用		建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など		※無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など
資産区分		資産例示																
※有形固定資産	機械・設備・装置	機情報通信 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属装置、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などの購入に要した費用																
		その他 ○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器具、器械、設備、装置、備品などの購入に要した費用(情報通信機器を除く)																
	土地	○土地購入に要した費用 ○既存の土地を整備することに要した費用																
	建物・その他の有形固定資産	○建物の購入、改築・改装に要した費用 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した費用 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した費用など																
	※無形固定資産	○物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用をいいます。借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など																

### Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意(つづき)

番号	調査事項	記 入 注 意						
7	従 業 者 数	<p>(1) 従業者数は、平成20年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。</p> <p>(2) 長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。</p> <p>(3) 「I 企業全体の従業者数」            企業全体の従業者数について、以下に従って記入してください。</p> <p>① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の企業に派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。</p> <p>なお、貴企業において<u>個人と契約を結んで雇用している場合は、「個人業主」に含めるのではなく、「有給役員」以降の該当する部門に含めて記入してください。(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している「個人業主」の人も含まれません)</u></p> <p>② 上記①において「別経営の企業に派遣している人」がいる場合は、「総計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>③ 「総計のほか別経営の企業から派遣されている人」がいる場合は、「総計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。</p> <p>④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。</p> <p>⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。</p> <table border="1" data-bbox="448 1205 1422 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1205 699 1256">雇用形態区分</th> <th data-bbox="699 1205 1422 1256">内 容 例 示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1256 699 1704">① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者</td> <td data-bbox="699 1256 1422 1704"> <p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合は、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1704 699 2022">② 有 給 役 員</td> <td data-bbox="699 1704 1422 2022"> <p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	雇用形態区分	内 容 例 示	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合は、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>	② 有 給 役 員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>
雇用形態区分	内 容 例 示							
① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	<p>○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの企業の業務に従事している人</p> <p>○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している人</p> <p>※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は<b>常用雇用者欄</b>に記入してください。</p> <p>※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合は、「2 有給役員」欄から「5 臨時雇用者」欄に記入してください。</p>							
② 有 給 役 員	<p>○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人</p> <p>※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で、業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。</p>							







